

第9 令第8条に規定する区画等の取扱い

令第8条に規定する区画等の取扱いは、次によること。

1 令第8区画の構造

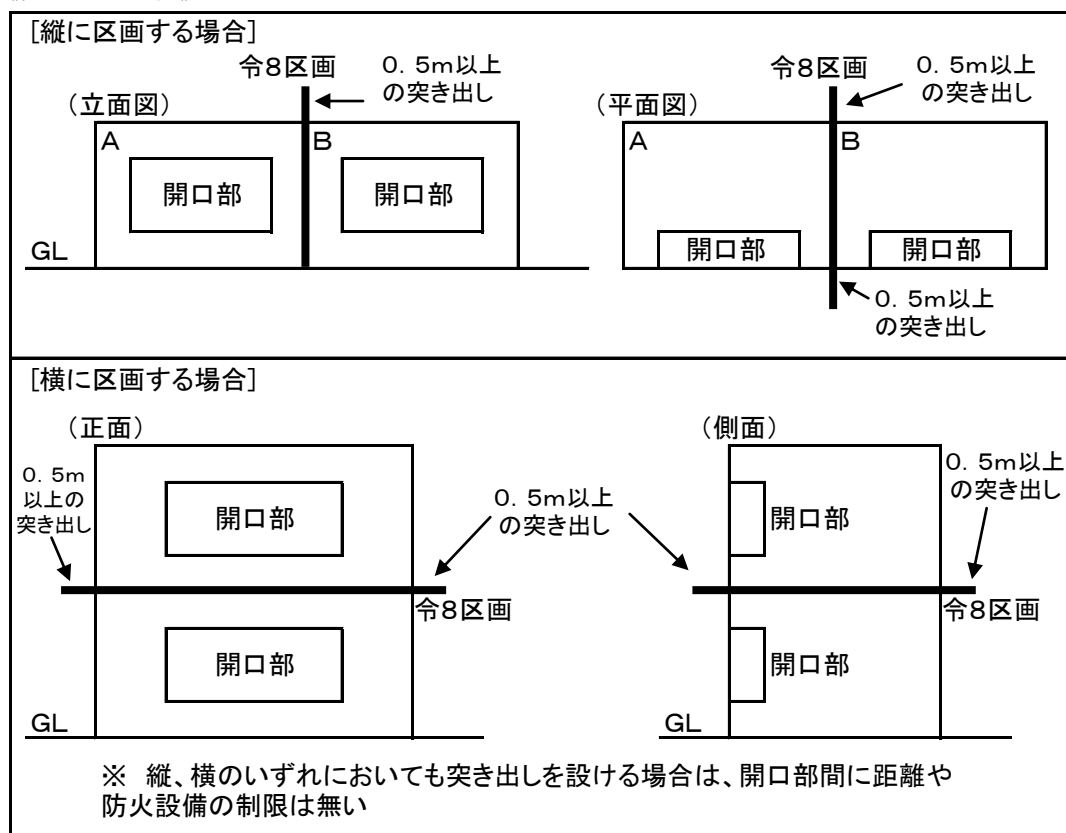
令第8区画の構造については、次によること。

- (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。
- (2) 建基令第107条第1号に規定する通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。
- (3) 令第8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から0.5m以上突き出していること。ただし、次のア及びイに該当する場合は、この限りでない。

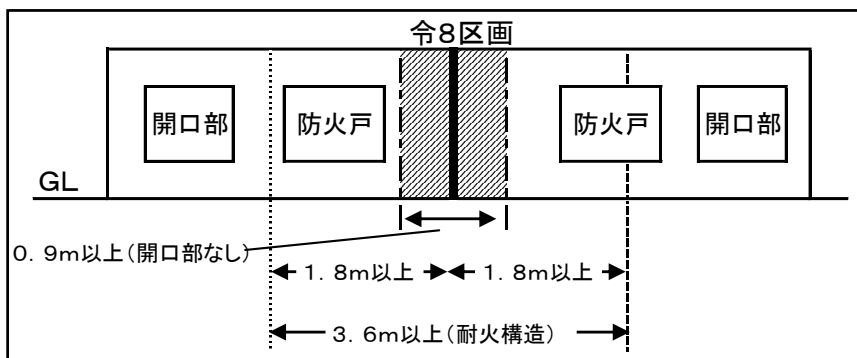
ア 令第8区画を設けた部分の外壁又は屋根が当該令第8区画を介して両側にそれぞれ1.8m以上耐火構造であること。

イ 前アの部分に開口部を設ける場合は、防火戸とし、かつ、当該開口部相互が令第8区画を介して0.9m以上離れていること。

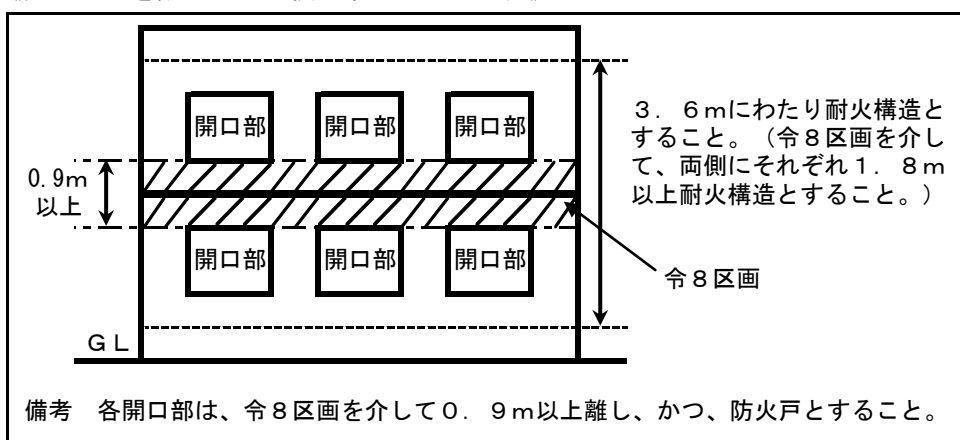
《突き出しの例》



《突き出しを設けなくて縦に令8区画した例》



《突き出しを設けなくて横に令8区画した例》



(4) 令8区画を設けた部分の床又は壁がセットバックしている場合は、次によること。

ア 下階がセットバックしている場合

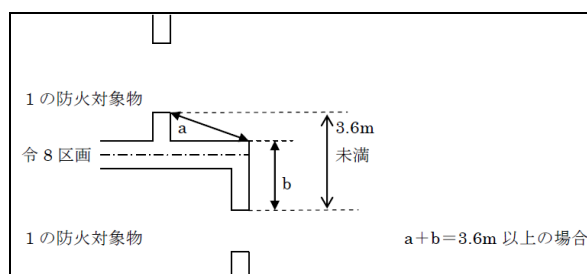
前(3)によること。

イ 上階がセットバックしている場合

(ア) 上階と下階の開口部相互の最短距離が3.6m以上離れている場合は、前(3)に適合しているものとする。

(イ) 前(ア)に適合しない場合は、前(3)によること。

《上階がセットバックしている場合》



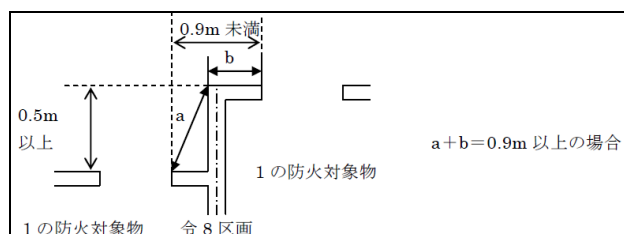
ウ 壁で区画されている場合

(ア) 開口部を設ける外壁が0.5m以上セットバックしており、各区画の開口部相互の最短距離が0.9m以上離れている場合は、前(3)に適合しているも

のとする。

(イ) 前(ア)に適合しない場合は、前(3)によること。

《壁で区画されている場合》



((4) 令2・追加)

2 令8区画を貫通する配管及び貫通部

令8区画を配管が貫通することは、原則として認められない。ただし、必要不可欠な配管であって、当該配管及び当該配管の貫通部が次に適合する場合は、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなし、令8区画を貫通することができる。

- (1) 配管の用途は、給排水管（付属する通気管を含む。）及び消火設備の配管であること。
- (2) 一の配管は、呼び径200mm以下のものであること。
- (3) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。この場合において、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積（約0.07㎡）以下であること。
- (4) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあつては200mm）以上であること。
- (5) 配管及び貫通部は一体で、建基令第107条第1号に規定する通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。
- (6) 配管は、鋼管又は鋳鉄管（以下この第9において「鋼管等」という。）若しくは評定品を使用すること。この場合において、鋼管等を使用する場合は、次のすべてに適合しなければならない。 ☆

ア 鋼管等の種類

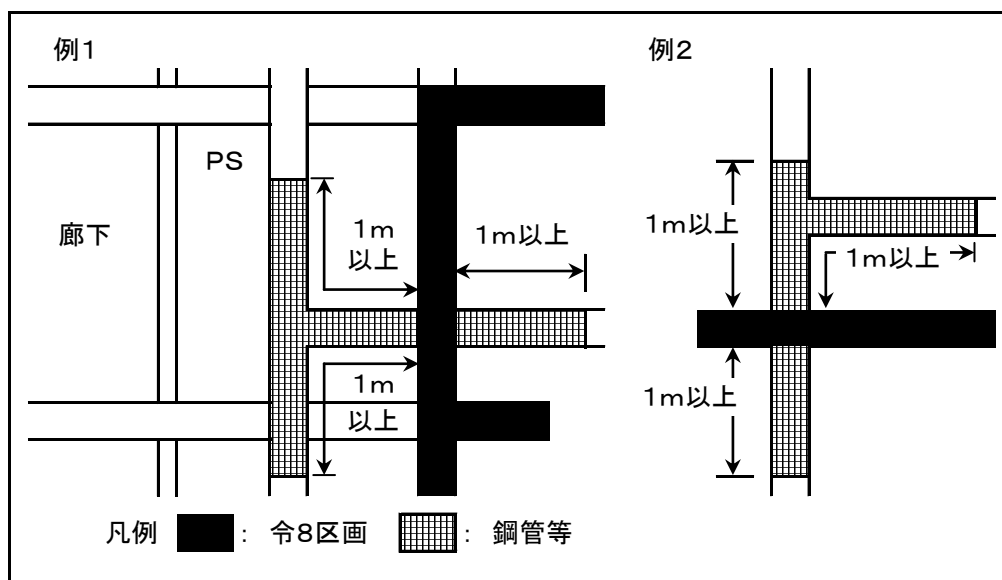
令8区画を貫通している部分及びその両側1m以上の範囲は、次の鋼管等とすること。

- (ア) J I S G 3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）
- (イ) J I S G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）
- (ウ) J I S G 3452（配管用炭素鋼管）
- (エ) J I S G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）
- (オ) J I S G 3459（配管用ステンレス鋼管）

第2章第1節 第9 令第8条に規定する区画等の取扱い

- (カ) J I S G 5 5 2 5 (排水用鋳鉄管)
- (キ) 日本水道協会規格 (以下この第9において「JWWA」という。) K 1 1 6 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (ク) J W W A K 1 3 2 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (ケ) J W W A K 1 4 0 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (コ) 日本水道鋼管協会規格 (以下この第9において「WSP」という。) O 1 1 1 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (サ) W S P O 3 2 (排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管)
- (シ) W S P O 3 9 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (ス) W S P O 4 2 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (セ) W S P O 5 4 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

《鋼管等とする部分の例》



イ 排水管の衛生機器

貫通部から1m以内の排水管に衛生機器を接続する場合は、次によること。

- (ア) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (イ) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

ウ 鋼管等の貫通部の処理

- (ア) セメントモルタルによる方法
 - a 日本建築学会建築工事標準仕様書 (J A S S) 1 5 「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。
 - b 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方

第2章第1節 第9 令第8条に規定する区画等の取扱い

の面と面一になるまで十分密に充填すること。

c セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(イ) ロックウールによる方法

a J I S A 9 5 0 4 (人造鉱物繊維保温材) に規定するロックウール保温材 (充填密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。) 又はロックウール繊維 (充填密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。) を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

b ロックウール充填後、 25 mm 以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5 mm 以上の鋼板を床又は壁と 50 mm 以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

エ 可燃物への着火防止措置

鋼管等の表面から 150 mm の範囲に可燃物が存する場合には、(ア) 又は (イ) の措置を講ずること。

(ア) 可燃物への接触防止措置

次の a に掲げる被覆材を b に定める方法により被覆すること。

a 被覆材

ロックウール保温材 (充填密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。) 又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25 mm 以上の保温筒、保温帯等とすること。

b 被覆方法

(a) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え 200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(b) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え 200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 着火防止措置

鋼管等には、次の a 又は b による着火防止措置を講ずること。

a 内部が、常に充水されているものであること。

b 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から 150 mm の範囲内の存在する可燃物にあっては、構造上最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの (木軸、合板等) であること。

オ 鋼管等の保温措置

鋼管等を保温する場合にあつては、次の（ア）又は（イ）によること。

- （ア） 保温材は、前エ、（ア）、aに掲げる材料を用いること。
- （イ） 給排水管にあつては、J I S A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いることができる。この場合において、前ウ及びエの規定について、特に留意すること。

カ 鋼管等の接続方法

鋼管等を貫通部及びその両側1mの範囲で接続する場合は、次によること。

- （ア） 鋼管等は、令8区画を貫通している部分において接続しないこと。
- （イ） 接続方法は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法によること。この場合において、次のbの方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができる。

a メカニカル接続

- （a） ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- （b） 挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- （c） 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- （d） 押し輪又はフランジで押さえること。
- （e） ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

b 差込み式ゴムリング接続

- （a） 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
- （b） ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。ただし、ゴムリングは、エチレンプロピレンゴム（EPDM）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
- （c） ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
- （d） 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
- （e） 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

c 袋ナット接続

- （a） 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- （b） ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- （c） 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- （d） 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

d ねじ込み式接続

- (a) 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること。
- (b) 接合剤をネジ部に塗布すること。
- (c) 継手を挿入管にねじ込むこと。

e フランジ接続

- (a) 鋼管等の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
 - (b) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
 - (c) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。
- (ウ) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部は、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

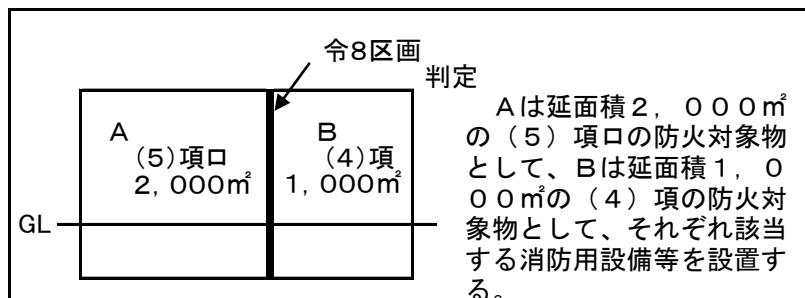
キ 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

3 令第8区画を適用した防火対象物の消防用設備等の設置

- (1) 令第8区画された部分ごとに、その用途及び床面積に応じて、消防用設備等を設置すること。

《消防用設備等の設置単位の例》



- (2) 令第8区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。ただし、床で上下に水平区画された上の部分の階又は階数の算定は、下の部分の階数を算入すること。

《階の判定》

